

訴状

原告 ロナルド・アラン・マクリーン

〒104 東京都中央区銀座二丁目一八 西政ビル八階

電話(五六一)七六八五

右訴訟代理人弁護士 秋山 幹 男

〒104 東京都中央区銀座四丁目一 善隣ビル五階

電話(五六一)七二一八

同 弘 中 惇 一 郎

被告 法務大臣 小林武治

在留期間更新不許可処分取消請求事件

訴訟物の価額 五〇,〇〇〇円

貼用印紙額 五〇〇円

請求の趣旨

被告が昭和四五年九月五日(付)原告に対してなした、原告の在留期間の更新を許可しないとの処分はこれを取消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

この判決を求める。

請求の原因

第一 事實経過及び本件処分

一、原告はアメリカ合衆国籍を有する外国人で、一九三五年アメリカ合衆国カリフォルニア州フレモ市に生まれ、一九五八年ハワイ大学美術科を卒業し、ハワイ公立学校で二年間教職に就いた後、米国船舶局に勤め、更にアツア平和奉仕団に加入して韓国で二年半働いたあと、昭和四二年六月七日初めに来日し、その後数度

加三三

来日した後、今回昭和四四年五月一日、日本に入国した。

(二)原告は、大学で日本美術や中国絵画を専攻したこともあつて、日本古来の芸術に深く関心を抱き、ハワイでも二年間琴を習ったり、琵琶の演奏を聴きに行ったりしたが、とりわけ琵琶に深く心を引かれるに至つた。

原告がアツア平和奉仕団に加わり来日するに至つたのも日本で琵琶・琴等の勉強を深め、ゆくゆくはアヅア音楽の研究者にならんとともにこれら日本古典音楽の承継者になりたいためであつた。

二、原告は、昭和四四年^四五月一日、有効な旅券とそれに對する在韓日本領事館発行の査証を所持して下関港に到着し、同日下関入国管理事務所入国審査官より、出入国管理令オ四条一項一六号の三(具体的にはエンプロイメント)の在留資格で、かつ一年間の在留期間で、上陸許可の証印を受け入国した。

三、原告は、入国後東京都千代田区神田神保町三ノ八所在財団法人英語教育協会で英語教師として勤務して生計を立てる傍ら、かねての念願通り、琵琶・琴等の日本古来の音楽文化の研究をはじめた。

すなわち、琵琶は日本琵琶協合理事錦琵琶泉家水藤錦穰氏に師事して週二回、琴は生田流三上良江氏に師事して週一回の各修練を続けて来たものである。

四、在留期限の迫つた昭和四五年四月三日、轉原告は更に日本での音楽教育ならびに琵琶・琴等の研究を継続する必要があると、被告に對し、右を理由として一年間の在留期間更新を申請したところ、被告は在留期間満了後約三ヶ月間も右申請に對して何らの処分をなさなかつたうえ、昭和四五年八月一日になつて突然「出国準備期間」として昭和四五年五月

一〇日から同年九月七日まで一ニ〇日の在留期間更新を許可する
との処分をなし、九月八日以降は原告を日本に在留させないとの立
場を明らかにした。

五、右処分は実質的には殆ど不許可処分と同一のものであり、処分が
遅れた期間の在留を合法化し、原告の出国を円滑に行なわせるため処分
後一ヶ月の在留を認められたものにあらずないが、形式上は許可処分であつた
ので、原告は更に昭和四五年八月二十七日被告に対し、同年九月
八日から一年間の在留期間、再更新を申請した。

これに対し被告は同年九月五日付で原告に対し、右在留期間
更新を許可しないとの処分（以下本件処分という）をなした。

第二、本件処分の違法性

一、(一) 在留期間更新件許可処分についての法務大臣の裁量にも行
便の範囲があり、これを逸脱するときには該処分が違法になること

削除

は判例の認めるところである（昭和四四年一月一日東京高裁民事
一ニ部決定、判例タイムス二四一号二八三頁等）。

(二) ところで右裁量権の範囲は厳格かつ制限的に定めらるべきで
ある。

すなわち、日本国憲法はその前文及び第九八条からも明らかとな
り国際協調主義をたてまえとし、諸外国々民との友好関係を重視
し、「全世界の国民が等しく平和のうちに生存する権利を有する
と宣言してあり、また交通情報機關の發達によつて国際化した現
代社会においては、人類が諸活動を営むうごひ境を越えた自
由な交流を必要とする急増している。従つて諸外国々民は原
則として自由に日本に入国し在留する権利を有するといふべきで
あり、この権利は右憲法の趣旨に照らして合理的であると認
めるに足りる理由なしに制限されてはならないものである。

また出入国管理令オ二一条一項は日本に在留する外国人に対し
在留期間の更新を受け権利をよせている。 加書き として、いったん入

国を許可された外国人は同令オ五条一項各号の要件がないもの
と認められたのであり、同令オ二条各号の要件にあてはまらな
い限り日本に在留することを保障されている。 加書き 従って日本に

適法に在留している外国人は、在留期間満了後も、右オ二条各
各号の要件又はそれに準ずべき事由がある場合を除くは、
原則として在留期間の更新を受けることができると解すべきで
ある。 加書き

ところが、被告の本件処分については、原告の在留期間更新
を不許可にするについて合理的理由が全く存在しない。他方
原告は日本の英語教育ならびに日本音楽の普及および継
承に多大の貢献をなし、原告が日本に在留することは原告
自身にとって必要不可欠であるばかりでなく、日本国及び日本国民に
とって非常に有益である。 加書き 従って本件処分は著るしく合理
性を欠いている。

(三) 更に、日本国憲法が保障している基本的人権の享受が在
日外国人にも合理的範囲で及ぶことは判例もこれを認めるところ
であるが、原告は前記の経緯で英語教育に従事する一方
アジア音楽の研究者・日本古典音楽の継承者たる地位を志
してこれらの研究に励んでいるものであり、現在の時点で原告
を国外に追いやることは、原告の年来の夢を破壊し、音楽の
研究を中断させ、結局は原告の憲法上の権利である幸福追
求権(憲法オ一三条)・学問の自由(同オ二三条)・居住の自由(同
オ二三条)を奪うことになり、よって被告の本件処分は著るしく
不合理である。

(四) 以上のとおり、本件処分は著しく不合理であつて、法務大臣に認められた裁量権の範囲を逸脱する違法なものである。

二、更に本件処分は次の理由によつても違法である。

憲法第一四条は国民の法の下の平等を保障し、これは在日外国人に対しても合理的範囲で保障されることは疑いなく、また出入国管理令第一一条は出入国の管理が公正になさるべきことを規定している。従つて自由裁量にもとづく行政処分であつても、これを不公平又は恣意的に下してはならず、言葉を替へれば同一の条件にある者には同一の処分をなすことが義務づけられてあり、思想信条等により差別をしてはならないのである。

(一) ところで、原告と同じく前記財団法人英語教育協議会等に勤務している同僚の在外人教師たちの多くは殆んど皆在留期間の更新を二度、三度と認められており、安定した生活を営んでいる。

原告に対してのみことさら差別して在留期間の更新を認めないことを合理化する事由は何ら伺われない。

(二) 原告は入国後、合法的な反戦集会・デモ・反戦放送を日本において行なつて来たが、被告の本件処分の理由としては、原告の反戦思想及び反戦行動以外に考えられない。よつて本件処分は思想信条による差別をするものである。

従つて本件処分は憲法第一四条及び出入国管理令第一一条に違反するものである。

第三 結論。

以上の理由により本件処分は違法であることを明らかなのであるから、この取消を求めて本訴に及んだ次第である。

証拠方法

口頭弁論において隨時提出する。

添付書類

一 訴訟委任状

昭和四五年九月七日

一通。

原告代理人

秋山 幹 男



同

弘中 惇一 郎